

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | | |
|---|----------------------|--|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 企業年金制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置 (国税 25 法人税:義、所得税:外) (地方税 21 法人住民税:義、法人事業税:義、個人住民税:外、個人事業税:外) |
| 2 | 要望の内容 | 確定拠出年金制度をはじめとする企業年金制度等については、施行後約10年を経て見直しの時期になるとともに、「日本再興戦略 改訂 2014」においても国民の自助努力促進の観点から制度の見直しを行うこととされていることから、現在、社会保障審議会企業年金部会において制度のあり方の検討を行っており、その結果を踏まえて税制上の所要の措置を講ずる。 |
| 3 | 担当部局 | 厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課 |
| 4 | 評価実施時期 | 平成26年8月 |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 | — |
| 6 | 適用又は延長期間 | 恒久措置を要望 |
| 7 | 必要性等 | <p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 上乗せ年金の制度改善を図り、多様な制度設計が可能な仕組みとするとともに、企業年金等の普及・拡大を図り、公的年金と上乗せ年金を組み合わせ、老後の所得確保を支援すること。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》 先般の法改正により長らく我が国の企業年金制度の柱であった厚生年金基金制度については縮小・廃止方向に向かうことなどにより、中小企業を中心として企業が企業年金を実施・継続するための制度改善の要望が多く寄せられている。 また、若年層や女性を中心に、ライフコースの多様化に伴い、働き方も長期間一つの職場で継続して就労する形態に加え、職場を変えて継続して就労する形態、ある時期は就労・ある時期は家庭(在宅)など、複線化・多様化が顕著になっている。他方で、現在の上乗せ年金制度は、職場や働き方ごとに縦割りとなっており、職場や働き方に応じて加入できる制度や給付・掛金・加入限度額が変動するなど自助努力による老後の所得確保策として改善すべき点がある。 加えて、公的年金の給付水準の調整が予定されている中で企業年金等の役割は高まる傾向にあり、諸外国においても、公的年金と私的年金の組み合わせによって老後の所得確保を図る方向で制度設計を行う流れとなっている。こうしたことから、企業年金制度等について、各制度の普及・拡大を促進するとともに、国民の老後の所得保障策を充実させるため、全般的な見直しをする必要がある。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付</p> <p>Ⅹ 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること 1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること 1-3 企業年金等の健全な育成を図ること</p> |

| | | | |
|---|------|--------------------|---|
| | | け | 1-4 企業年金等の適正な運営を図ること |
| | | ③ 達成目標及び測定指標 | <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 国民の老後生活が多様化している現在の状況において、国民の老後の所得保障の充実を図っていくためには、国民の自主的な努力を促すことが重要であり、今後ともこれらの制度の普及を図っていく。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 企業年金等の加入者数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 企業年金等が普及・拡大することにより、国民の老後の所得保障の充実が促進され、老後における生活の安定が図られる。</p> |
| 8 | 有効性等 | ① 適用数等 | — |
| | | ② 減収額 | — |
| | | ③ 効果・達成目標の実現状況 | <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:〇〇~〇〇)</p> <p>—</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:〇〇~〇〇)</p> <p>—</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:〇〇~〇〇)</p> <p>—</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:〇〇~〇〇)</p> <p>—</p> |
| 9 | 相当性 | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等 | <p>企業年金制度等は税制上の措置を講ずることで、国として国民の老後の所得確保を支援することを基本としている。企業年金制度等は、本来私的に任意で行うものについて、受給権の保護等を定めた確定給付企業年金法等の法に基づく形式に沿って実施する場合にのみ税優遇を与える制度である。したがって、税優遇等の一定の支援措置がない場合には企業年金制度等を実施するインセンティブは著しく減少することが想定されるものであり、法改正等の手法を用いた制度改正による健全な育成に加えて、税制上の支援措置は必須</p> |

| | | |
|----|----------------------|---|
| | | の支援策である。なお、諸外国における企業年金制度への支援策においても、税制上の措置によるものが圧倒的に多い。 |
| | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | 法律において、企業年金制度等の運営に係る受託者の責任について規定しているほか、確定給付企業年金制度においては積立金の確保や受給権の保護に係る義務付け等を、確定拠出年金制度においては事業主等による投資教育の実施や商品提供に係る義務付け等を、それぞれ行っている。 |
| | ③ 地方公共団体が協力する相当性 | 住民の老後の所得保障の充実による老後における生活の安定は地方公共団体においても重要であり、地方公共団体においても協力することが相当である。 |
| 10 | 有識者の見解 | — |
| 11 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | — |